

第1号訪問事業（総合事業）契約書別紙（兼重要事項説明書）①

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社ケアサービス神姫
主たる事務所の所在地	〒671-2222 姫路市青山一丁目35番5号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 柏木 則人
設立年月日	令和2年2月13日
電話番号	079-260-7284

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問介護事業所ケアサービス神姫あおやま	
サービスの種類	第1号訪問事業（総合事業）	
事業所の所在地	〒671-2222 姫路市青山一丁目35番5	
電話番号	079-260-7286	
指定年月日・事業所番号	年月日指定 令和2年5月1日	2874010172
管理者の氏名	笠原 豊	
通常の事業の実施地域	姫路市（安富町、家島町除く）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（総合事業）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日～金曜日、年末年始（12月30日から1月3日）は除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分 ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間・365日対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤 1人
サービス提供責任者	常勤 1人、 非常勤 1人
訪問介護員	常勤 1人、 非常勤 13人
事務員	常勤 0人、 非常勤 1人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	川端 晋輔・林 小枝
--------------	------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービス(みなし)Ⅰ (1月につき)	週1回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者 (事業対象者・要支援1)	12,006 円/月	1,201 円	2,402 円	3,602 円
訪問型サービス(みなし)Ⅱ (1月につき)	週2回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者 (事業対象者・要支援1)	23,983 円/月	2,399 円	4,797 円	7,195 円
訪問型サービス(みなし)Ⅲ (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者 (要支援2)	38,052 円/月	3,806 円	7,611 円	11,416 円

(注1) 上記の基本利用料は、姫路市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載の通り、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担頂くこととなりますのでご留意下さい。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,042円	205円	410円	615円
生活機能向上 連携加算Ⅰ (3か月に1回 を限度)	サービス提供責任者がリハビリテーションを実施している事業所の理学療法士等から助言を受け、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合	1,021円	103円	206円	309円
生活機能向上 連携加算Ⅱ	サービス提供責任者がリハビリテーションを実施している事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合	2,042円	205円	410円	615円

口腔連携強化 加算 (1か月に1回 限り)	訪問介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援の情報提供を行った場合	510円	51円	102円	153円
同一建物減算 Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1月につき 所定単位数の10%減算			
同一建物減算 Ⅱ	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1月につき 所定単位数の15%減算			
同一建物減算 Ⅲ	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	1月につき 所定単位数の12%減算			
介護職員等 処遇改善加算 (Ⅰイ) ※	介護職員の処遇改善に関して、一定の加算基準を超えた場合	1月につき 所定単位数の27.0%加算			

(注3) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

- 第1号訪問事業（総合事業）において、月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始した場合は、契約締結日より日割り計算を行います。
- 第1号訪問事業（総合事業）において、月ごとの定額制となっているため、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として日割り計算は行いません。
 - 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
 - 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
 - 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- 第1号訪問事業（総合事業）において、月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 提供を受けるサービスが、介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。

(2) 交通費

通常の事業実施地域を越えた地点から訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収します。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防訪問介護相当サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の50%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(3) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 契約者預金口座から自動引落し
- ② 銀行振り込み
- ③ 現金支払い

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び南あわじ市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	079-260-7286
	受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:30
	苦情担当受付者	川端 晋輔
	苦情解決責任者	笠原 豊

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	姫路市介護保険課	電話番号 079-221-2923
	兵庫県国民健康保険団体連合会	電話番号 078-332-5617

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等に係る費用につきましては、ご利用者様のご負担となります。
- (5) 介護保険対象外のサービスについては、全額がご利用者様のご負担となります。
- (6) 暴力団関係者による不当な行為の防止等に関する法律（兵庫県暴力団排除条例・兵庫県条例第35号）に基づき利用者及び身元引受人等が暴力団関係者又は、暴力団関係者との利害関係者であることが判明した場合や、施設をその事務所その他の活動の拠点に供した場合は本契約または一部を解約させていただくことがあります。

13. 損害賠償について

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第11条に基づき、当事業所は金銭等により賠償をいたします。

当事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

〈保険会社名〉 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者所在地 姫路市青山一丁目35番5号
事業者（法人）名 株式会社ケアサービス神姫

説明者職・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者住所
氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住所
本人との続柄
氏名 印

立会人住所
氏名 印